

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

第2条第2項の表中「年0.55パーセント」を「年0.45パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成19年9月20日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

目 次

目 次	ページ
規 則	
○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則..... (水産経営課)	53
告 示	
○平成20年北海道准看護師試験の実施..... (医療政策課)	53
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	55
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	55
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	55
○道路の供用の開始..... (道路課)	56
道立中央水産試験場告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	56
道立釧路水産試験場告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	57
道教育庁渡島教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	58
道人事委員会規則	
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....	59
道公安委員会規則	
○放置違反金に係る納付、督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する規則の一部を改正する規則.....	59

告 示

北海道告示第682号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成20年准看護師試験を次のとおり実施する。

平成19年10月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 試 験 会 場
北海道第2水産ビル
北海道渡島合同庁舎
苫小牧市民会館
岩見沢市コミュニティプラザ
北海道上川合同庁舎
北海道網走保健福祉事務所北見地域保健部
(北海道北見保健所)
帯広市医師会館
釧路市生涯学習センター
札幌市中央区北3条西7丁目1番地
函館市美原4丁目6番16号
苫小牧市旭町3丁目2番2号
岩見沢市有明町南1番地20
旭川市永山6条19丁目1番1号
北見市青葉町6番6号
帯広市東3条南11丁目2番地
釧路市幣舞町4番28号
- 試 験 の 期 日
平成20年2月13日(水)午後1時から午後3時30分まで(2時間30分)
- 試 験 科 目
人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護
- 受 験 資 格
(1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者(平成20年3月31日までに修業見込みの者を含む。)
(2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者(平成20年3月31日までに卒業見込みの者を含む。)

規 則

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年10月26日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第104号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則(昭和44年北海道規則第93号)の一部を次のように改正する。

- (3) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成20年3月31日までに修業見込みの者を含む。）
- (4) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成20年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）
- (5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、知事が(1)若しくは(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められた者
- 5 受験願書等の提出先及び提出期間
- (1) 提出先
- ア 道内（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市を除く。）に住所地がある者については、最寄りの保健福祉事務所
- イ 札幌市、小樽市、函館市又は旭川市に住所地がある者については、その市の保健所
- ウ 道外に住所地がある者については、北海道保健福祉部保健医療局医療政策課（郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話（直通）011-204-5251又は（代表）011-231-4111 内線 25-385）
- (2) 提出期間
- ア 平成19年12月10日（月）から14日（金）までとする。
- イ 郵便等により送付する場合は、12月14日（金）までの通信日付印のあるものを有効とする。
- ウ 直接持参する場合は、各提出先の就業時間中に提出すること。
- 6 提出書類
- 次に掲げる書類を添付した受験願書を提出すること。
- (1) 4の(1)から(4)までに該当する者にあつては、修業（見込）証明書又は卒業（見込）証明書 1通
- (2) 4の(5)に該当する者にあつては、外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証する書面 1通
- (3) 写真
- 提出前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルの写真を受験願書の所定欄にはり付けること。
- 7 受験手数料
- (1) 6,900円に相当する額面の北海道収入証紙を受験願書の所定欄にはり付け、出願者の印章又は署名により消印すること。
- (2) 道外の受験者で北海道収入証紙が入手できない場合は、定額小為替又は普通為替によることができる。
- 8 受験票の交付
- 受験願書を受理したときは、試験会場及び受験上の留意事項を記載した受験票を試験の

おおむね1週間前までに出願者に送付する。

- 9 合格の発表
- (1) 発表日 平成20年3月11日（火）
- (2) 閲覧場所 北海道保健福祉部保健医療局医療政策課、各保健福祉事務所及び小樽市保健所
- 10 合格証書の交付
- 合格者には、合格証書を交付する。ただし、6の(1)の書類として修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者は、平成20年3月7日（金）までに北海道保健福祉部保健医療局医療政策課へ修業証明書又は卒業証明書を提出すること。
- なお、平成20年3月7日（金）までに修業証明書又は卒業証明書を提出することができない者については、平成20年3月31日（月）午後5時30分までに北海道保健福祉部保健医療局医療政策課へ修業証明書又は卒業証明書を提出すること。
- 11 試験結果の口頭開示
- 受験者本人から口頭による開示請求があった場合、次により試験結果を開示する。
- (1) 開示する内容 総合得点
- (2) 開示を行う期間 平成20年3月11日（火）から4月10日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (3) 開示を行う場所 北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター及び各支庁の行政情報コーナー
- (4) 口頭による開示請求に必要な書類
- 受験者本人であることを証明するもの（運転免許証、旅券等）を持参すること。
- (5) 口頭による開示請求を行うことができる者は受験者本人に限る。
- また、電話での口頭による開示請求は行うことができない。
- 12 その他
- (1) 受験願書用紙は、北海道保健福祉部保健医療局医療政策課及び道内の最寄りの保健福祉事務所において配布する。
- (2) 受験願書用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書」と朱書きして、120円分の切手（1部の場合）をはったあて先明記の返信用封筒（角2号）を同封の上、北海道保健福祉部保健医療局医療政策課又は道内の最寄りの保健福祉事務所に請求すること。
- (3) 視覚・聴覚・音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成19年11月30日（金）までに北海道保健福祉部保健医療局医療政策課まで申し出ること。
- (4) 悪天候等による試験の開始時刻繰下げ等の連絡事項がある場合は、北海道保健福祉部保健医療局医療政策課のホームページ（アドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>

hf/irs)に掲載する。

北海道告示第683号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（西幕別地区畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、農道、暗きよ、土層改良、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成19年10月30日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年10月26日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第684号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成19年10月26日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 美唄市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び美唄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第685号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成19年10月26日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 標津郡中標津町・標津町（以上2町国有林。次の図の所在場所 示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

中標津町・標津町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

中標津町・標津町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 野付郡別海町・標津郡中標津町・標津町（以上3町 国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 空知郡上富良野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、上富良野町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

上富良野町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件変更予定保安林 名寄市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、名寄市・富良野市・空知郡上富良野町（以上2市1町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
名寄市・富良野市（以上2市について次の図に示す部分に限る。）、上富良野町

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第686号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年10月26日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道 美和豊浦停車場線	虻田郡豊浦町字浜町72番4地先（河川敷地）から 虻田郡豊浦町字浜町62番1地先まで	平成19.10.26

道立中央水産試験場告示

北海道立中央水産試験場告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年10月26日

北海道立中央水産試験場長 宇藤 均

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量 試験調査船おやしお丸上架修理工事 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 履 行 期 日 平成20年1月30日

(4) 履 行 場 所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

(1) 平成19年北海道告示第13号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

(3) 造船所内に乾ドック又は乾ドックに準ずる設備（特殊上架台及び斜路）を有すること。

(4) 対象調査船おやしお丸の定けい港から航海速力11ノットでおおむね24時間以内に航行できる範囲にある港に造船所を有し、かつ総トン数200トン型船舶（鋼船）の修理の能力を持っていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成19年10月26日から11月9日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類は提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 046-8555 余市郡余市町浜中町238番地
北海道立中央水産試験場総務部

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所
北海道立中央水産試験場総務部

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 余市郡余市町浜中町238番地 北海道立中央水産試験場3階セミナー室（送付による場合は、郵便番号 046-8555 余市郡余市町浜中町238番地 北海道立中央水産試験場総務部）

(2) 入 札 日 時 平成19年12月6日 午後2時（送付による場合は、必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道立中央水産試験場総務部

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量500グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(11)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道立中央水産試験場総務部

(2) 所在地 郵便番号 046-8555 余市郡余市町浜中町238番地
電話番号 0135-23-7451

10 Summary

A . Nature and quantity of the services to be procured :

Fishery research vessel OYASIO- MARU Repair Service 1 Set.

B . Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., December 6, 2007.

C . Contact : Division of General Administration, Hokkaido central Fisheries Experimenta
Station, 238-Banchi, Hamanakachou, Yoichi, Hokkaido 046-8555 Japan.
Phone : 0135-23-7451

道立釧路水産試験場告示

北海道立釧路水産試験場告示第4号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年10月26日

北海道立釧路水産試験場長 北口孝郎

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量 試験調査船北辰丸上架修理工事 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期日 平成20年2月4日

(4) 履行場所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成19年北海道告示第13号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

(3) 総トン数250トン型船舶(鋼船)の修理の能力を持っていること。

(4) 造船所内に乾ドック又は乾ドックに準ずる設備(特殊上架台及び斜路)を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成19年10月26日から11月13日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-0024 釧路市浜町2番6号
北海道立釧路水産試験場企画総務部

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道立釧路水産試験場企画総務部

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 釧路市浜町2番6号 北海道立釧路水産試験場本庁舎会議室
(送付による場合は、郵便番号 085-0024 釧路市浜町2番6号 北海道立釧路水産試験場企画総務部)

(2) 入札日時 平成19年12月10日 午前10時(送付による場合は、必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道立釧路水産試験場企画総務部

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量400グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、

契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

9 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(11)及び(13)によるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道立釧路水産試験場企画総務部
(2) 所 在 地 郵便番号 085-0024 釧路市浜町2番6号
電話番号 0154-23-6221

10 Summary
A . Nature and quantity of the services to be procured :
Fishery research vesse1 HOKUSHIN-MARU Repair Service 1 Set.
B . Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., December 10, 2007.
C . Contact : Division of General Administration, Hokkaido Kushiro Fisheries
Experimental Station, 6-Gou, 2-Ban, Hamachou, Kushiro, Hokkaido 085-0024 Japan.
Phone : 0154-23-6221

道教育庁渡島教育局告示

北海道教育庁渡島教育局告示第19号
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
平成19年10月26日
北海道教育庁渡島教育局長 忠 嶋 隆

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータの賃貸借（49台）一式（1月当たりの単価）（高校普通科用42台、聾学校用7台）

(2) 調達する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契 約 期 間 平成20年1月18日から平成25年12月27日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納 入 期 限 平成20年1月18日（金）

(5) 納 入 場 所 北海道七飯高等学校 42台
北海道函館聾学校 7台

2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

(1) 平成19年北海道告示第13号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はあらかじめ定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成19年10月26日（金）から11月8日（木）まで
イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
北海道教育庁渡島教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所
北海道教育庁渡島教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階402号会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課）
(2) 入 札 日 時 平成19年11月20日（火）午前10時（送付による場合は、平成19年11月19日（月）の午前までに必着のこと。）
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成19年6月15日付け北海道教育庁渡島教育局告示第13号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。
 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
 なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、北海道教育庁渡島教育局企画総務課に申し込むこと。
 また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に開する事務を担当する組織に電子メール(アドレス：oshikyo.somu1@pref.hokkaido.lg.jp)で申し込むこと。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
 落札者の決定方法は、次によることとし、契約書の作成は要する。
 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 そ の 他
 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い
 ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 ア 名 称 北海道教育庁渡島教育局企画総務課
 イ 所 在 地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
 電話番号 0138-47-9579

11 Summary
 A . Nature and quantity of the products to be procured :
 Personal Computer 49 1set.
 B . Bid tendering date and time : 10:00 A. M., November 20, 2007

(If mailed, bids must arrive no later than A. M. November 19)
 C . Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Oshima District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 6-16, Mihara 4, Hakodate-shi, Hokkaido, 041-8557, Japan.
 Phone : 0138-47-9579

道 人 事 委 員 会 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成19年10月26日
 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則14-52
 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
 管理職員等の範囲を定める規則(北海道人事委員会規則14-1)の一部を次のように改正する。
 別表知事部局の項中

「 小児総合保健センター	所長 副所長 総務部長 総務課長 総看護師長	を
「 子ども総合医療・療育センター	センター長(組織を代表して置かれるものに限る。) 事務長 小児医療監 療育監 相談支援室長 医療安全推進室長 企画総務課長 医療管理に係る事務を担当する主幹 相談支援課長 看護部長 副看護部長	に改め、同項

高等技術専門学院の事項中「次長」を「次長 分校長」に改める。
附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

道 公 安 委 員 会 規 則

放置違反金に係る納付、督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成19年10月26日
 北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

北海道公安委員会規則第19号

放置違反金に係る納付、督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する規則の一部を改正する規則

放置違反金に係る納付、督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する規則（平成18年北海道公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「発出する日」の次に「の翌日」を加える。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第2条関係）

（表）

第 年 月 日

放置違反金納付命令書

様

公安委員会

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、次のとおり放置違反金の納付を命令します。同封の納入通知書及び領収証書により、下記の納付期限までに納付してください。

なお、既に放置違反金を納めた後、この放置違反金納付命令書が届いた場合には、行き違いですので御了承願います。

記

命令の件名	放置違反金の納付命令に関する件
違反番号	第 号
放置違反金の額	放置違反金 円
納付命令の理由	あなたが使用する車両が、次のとおり放置車両と認められたこと。
	違反日時 年 月 日 時 分 ころ
	違反場所 付近道路
	違反態様 道路交通法第 条第 項違反

納付期限	年 月 日まで
納入場所	北海道指定金融機関及び収納代理金融機関 北海道内郵便局 北海道警察本部、各方面本部及び各警察署の会計課

- この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対し書面をもって異議申立て（方面公安委員会の行った処分については審査請求）をすることができます。
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。
- この処分に対する取消訴訟を提起する場合には、この処分があったことを知った日（上記の異議申立て又は審査請求をしたときは、当該異議申立てに対する決定又は審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は地方裁判所）に処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
なお、処分、決定又は判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分、決定又は判決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

裏面を必ずご覧下さい。

注 規格は、A列4番縦長とする。

（裏）

1 納付に関するお知らせ

- 放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。
- 同一車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限を受けることがあります。
- 放置違反金は、必ず納付の期限までに納付してください。ただし、納付の期限が、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月31日から翌年の1月3日までの日（休日を除く。）に当たる場合は、これらの日の前日を納付の期限とします。
取扱いができる時間は、北海道警察本部、各方面本部及び各警察署の会計課にあっては平日の午前8時45分から午後5時30分まで、その他金融機関にあっては当該金融機関が取扱いできる時間となります。
- 放置違反金は、今回同封した納入通知書及び領収証書により、納入場所のいずれかの窓口でお納めください。
なお、納付した場合には、納入通知書及び領収証書が当該放置違反金を納付したことを証する書面になりますので、大切に保管の上、車検拒否を受けた場合に提示してください。

い。

以前送付している「納付（寄託）書及び領収証書」は使用できません。

(5) 記載されている納入場所に納付できない場合には、現金書留に納入通知書及び放置違反金を同封し、あなたを送り主として、下記の照会先に送付願います。

2 弁明書を提出された方へ

弁明の内容が認められない等の場合は、放置違反金納付命令書を送付しております。

3 運転者として反則告知されている方へ

運転者として、反則告知されていても、反則金を納付されていない場合には、使用者の責任として、この放置違反金納付命令書を送付しています。

なお、放置違反金が納付された後に、運転者として反則金を納めた場合は、放置違反金を還付する手続を行います。

照 会 先

〒

電話

別記第2号様式（第3条関係）

（表）

第 年 月 日 号

弁 明 通 知 書

（弁明をしたい時の手続及び仮納付に関するお知らせ）

様

公安委員会

あなたの使用する車両について、当公安委員会は、下記1のとおり放置車両と認め、あなたに対して放置違反金の納付命令を行うことを予定しています。

この事実について弁明したい時には、下記2により弁明書を当公安委員会あてに提出してください（弁明書は必ず提出しなければならないものではありません。）。

弁明書を提出せずに、早期に手続を終結させたい方は、裏面の記載に従い仮納付することができます。この場合、仮納付の金額は「予定される納付命令の内容」欄記載の金額となります。

また、仮納付の期限は「弁明書の提出期限」と同じです。

このお知らせは、道路交通法第51条の4第6項及び第9項の規定に基づくものです。

記

1 放置違反金の納付命令の原因となる事実等

この弁明通知書の番号	第 号
予定される納付命令の内容	金 円 の放置違反金の納付命令
根拠となる法令の条項	道路交通法第51条の4第4項
納付命令の原因となる事実	あなたが使用する車両が、次のとおり、放置車両と認められたこと。 違反日時 年 月 日 時 分 ころ 違反場所 付近道路 違反車両番号 違反態様 道路交通法第 条第 項違反

車両の運転者が反則金の納付等をした場合の取扱い

上記違反について、あなたに対し公安委員会が放置違反金の納付命令を行う前に、当該放置車両の運転者が駐車違反の反則金を納付した場合又は当該違反について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合には、あなたに対して公安委員会から納付命令が行われることはありません。

なお、行き違いにより、反則金の納付、公訴の提起等がなされたにもかかわらず、納付命令が行われた場合には、その納付命令は取り消されることとなります。

2 弁明書の提出方法

弁 明 の 件 名	放置違反金の納付命令に関する件（第 号）
弁 明 書 の 提 出 先	〒 公安委員会 （ 課 係担当）
弁 明 書 の 提 出 期 限	年 月 日（必着）
弁 明 書 の 記 載 事 項	弁明書には、あなたの氏名、住所、連絡先（昼間、連絡が取れる電話番号等）、弁明の件名（番号も必ず記載してください。）内容等を記載し、提出してください。
資 料 の 提 出 等	弁明をするときは、有利な証拠を提出することができます。車両の売買契約書の写し等の弁明の事実を疎明する資料があれば、添付してください。 なお、提出された弁明に関し、当公安委員会は、あなた、車両の所有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがあります。

裏面を必ずご覧下さい。

注 規格は、A列4番縦長とする。

（裏）

仮納付による手続の終結

1 仮納付制度の概要

- (1) 仮納付は、公安委員会が納付命令を行う前に車両の使用者が放置違反金に相当する額を公安委員会に納付した場合に、その後の手続を簡略化する制度です。この制度によりあなたが仮納付を行った場合、後日、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うのが適当であるかどうかを確認した上で、下記場所において公示により放置違反金の納付命令が行われます。これにより、仮納付が放置違反金の納付とみなされますので、本件に係る放置違反金の納付について、あなたがそれ以上の手続を行う必要はありません（道路交通法第51条の4第10項及び第11項）。
- (2) あなたが仮納付を行った後、当該放置車両の運転者が駐車違反の反則金を納付したことなどの事由により、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行わないこととした場合は、仮納付に係る金額は返還されます（道路交通法第51条の4第12項）。

2 仮納付の期限、場所、方法及び公示による納付命令の場所

- (1) 仮納付の期限（弁明書の提出期限と同じ。）が、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月31日から翌年の1月3日までの日（休日を除く。）に当たる場合は、これらの日の前日を納付の期限とします。
仮納付の期限経過後は、同封の仮納付書による納付をすることはできません。
- (2) 仮納付の場所は、仮納付書に記載された金融機関です。

- (3) 仮納付は、同封の仮納付書に仮納付の金額を添えて納めてください。仮納付書の一部は、領収書としてあなたに渡されます。
なお、分納はできません。
- (4) 公示による納付命令の場所
公安委員会の掲示場（北海道 所在）
- (5) 公示による納付命令は、氏名ではなく、この弁明通知書の番号を(4)の掲示場に表示することにより行います。

弁明が認められない場合は、放置違反金納付命令書を送付することとなります。

照 会 先
〒
電 話

別記第10号様式を次のように改める。

別記第10号様式（第6条関係）

（表）

第 年 月 日

督 促 状

様

公安委員会

あなたに対して道路交通法第51条の4第4項の規定により納付を命令した放置違反金は、納付期限を経過しても未だ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

下記の指定納付期限までに、同封の「納入通知書及び領収証書」により納付してください。指定納付期限までに完納されないときは、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので御了承願います。

記

年度	違反番号	放置違反金	延滞金
	第 号	円	円

違反の内容 (納付命令の理由)	あなたが使用する車両が、次のとおり、放置車両と認められたこと。	
	違反日時	ころ
	違反場所	付近道路
	違反車両番号	
	違反態様	

指定納付期限	年 月 日まで
納入場所	北海道指定金融機関及び収納代理金融機関 北海道内郵便局 北海道警察本部、各方面本部及び全道各警察署の会計課

1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対し書面をもって異議申立て（方面公安委員会の行った処分については審査請求）をすることができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。

2 この処分に対する取消訴訟を提起する場合には、この処分があったことを知った日（上記の異議申立て又は審査請求をしたときは、当該異議申立てに対する決定又は審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は

地方裁判所）に処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
なお、処分、決定又は判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分、決定又は判決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

裏面を必ずご覧下さい。

注 規格は、A列4番縦長とする。

（裏）

納付に関するお知らせ

- 1 放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。
- 2 放置違反金は、必ず納付の期限までに納付してください。ただし、指定納付期限が、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月31日から翌年の1月3日までの日（休日を除く。）に当たる場合は、これらの日の前日を納付の期限とします。
取扱いができる時間は、北海道警察本部、各方面本部及び各警察署の会計課にあっては平日の午前8時45分から午後5時30分まで、その他金融機関にあっては当該金融機関が取扱いできる時間となります。
- 3 先に送付しました納入通知書及び領収証書は使用せず、今回同封した納入通知書及び領収証書により、納入場所のいずれかの窓口でお納めください（納入通知書及び領収証書の納入期限は、当初の期限となっていますが、金融機関等で納付することができます。）。
なお、納付した場合には、納入通知書及び領収証書が当該放置違反金を納付したことを証する書面になりますので、大切に保管の上、車検拒否を受けた場合に提示してください。
- 4 記載されている納入場所に納付できない場合には、現金書留に納入通知書及び放置違反金を同封し、あなたを送り主として、下記の照会先に送付願います。
- 5 本状の指定納付期限の翌日から起算して、納付をした日までの日数に応じ、延滞金が徴収されます。詳しくは、下記「延滞金の算出について」をご覧ください。

延滞金の算出について

北海道における延滞金の算出方法及び端数の考え方については、下記のとおりです。

1 延滞金の算出方法

$$\boxed{\text{放置違反金の額}} \times \boxed{10.75\%} \div \boxed{365} \times \boxed{\text{滞納日数}} = \boxed{\text{延滞金}}$$

(1) (2) (3) (4)

- (1) 放置違反金の額は、表面の放置違反金欄に記載している額
- (2) 10.75%は、延滞金の年率
- (3) 365は、1年間の日数
- (4) 滞納日数は、督促状による指定納付期限の翌日から起算して、放置違反金を納付した日までの日数

算出した延滞金の額が500円未満の場合は、支払の必要はありません。

2 端数の考え方

100円未満の端数は、切捨てになります。

(例) 延滞金算出の結果599円となった場合、99円は切り捨てられ、延滞金の額は500円となります。

照 会 先
〒
電 話

附 則

この規則は、平成19年12月3日から施行する。
